別表六(二十九)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉘」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉗」）」に改め、同表を別表六(三十)とする。

別表六(二十八)の表中「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３（旧震災特例法第17条の２）」を「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉗」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉖」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉖」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉕」）」に改め、同表の記載要領第１号中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第２項若しくは第３項」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第３項」に改め、同表を別表六(二十九)とする。

別表六(二十七)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉕」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉔」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の」を加え、同第四号㌃中「第27条の12の５第13項第２号ロ」を「第27条の12の４の２第13項第２号ロ」に改め、同表を別表六(二十六)とし、同表の前に次の１表を加える。